

# 科学技術コモンズ研究会報告概要

## ．はじめに

「科学技術コモンズ」のスキームを構築するにあたり、契約等の法的問題や特許の取扱い等、効果的に実行するための検討課題を検討しスキームを構築するため、特許や産学連携に関して専門的・実務的知見を有する有識者および JST 役職員で構成される科学技術コモンズ研究会を開催しましたので、議論結果の概要をお知らせします。今後、議論結果を基に事業スキームを確定して参ります。

## ．制度の方向性

### 1．提供を依頼する特許の種類

科学技術コモンズ構築にあたっては、構成する特許の量と質の両立が必要です。特に、質の面から、分野毎に特許を集約するとともに、企業に対して魅力ある特許群とすることが必要です。これらを踏まえ、次の3つの考え方で大学等や企業に特許の提供をお願いすることにします。なお、提供される特許は、権利化された特許に限らず、出願されていけばよいものとします。

- ( 1 ) JST が特定した分野に関する特許
- ( 2 ) 大学等や企業が既に構築している特許群の特許
- ( 3 ) 大学等や企業が選定した特許

### 2．提供者と JST の契約

科学技術コモンズに特許を提供する者は、提供した特許について研究フェーズでの自由利用、権利不行使について承諾し、個別の特許データは任意にいつでも JST に提供することができる旨の包括的な契約を JST との間で締結するものとします。

### 3．利用者と JST との契約

研究フェーズにおいて科学技術コモンズの特許を利用しようとする者は、研究フェーズでの特許利用を開始する前に、規約を遵守する旨の包括的な契約を JST との間で締結するものとします。この契約は、初めての特許利用の場合に一度契約すればよく、その後、別の特許を研究フェーズで利用する時に再度契約する必要はありません。

### 4．科学技術コモンズのウェブサイト閲覧条件

特許の検索や明細書の閲覧、特許マップの閲覧等に対して、会員制等の制限は設けません。

### 5．科学技術コモンズからの特許の取り下げ

実用化フェーズにおける独占的ライセンスと研究フェーズでの自由利用は両立するものですので、企業への独占的なライセンスを理由とした特許の取り下げは、原則、認めません。また、第三者への譲渡も認めません。ただし、特許の放棄を理由とした取り下げは認めます。

なお、実用化フェーズでの独占的なライセンスがなされている特許がコモンズウェブサ

イト上で表示されてしまうことによって、利用者が混乱することを防止するために、ウェブサイト上に独占的なライセンス中であることを示すマークを付けることにします。

## 6．研究フェーズと実用化フェーズの定義

上市する 時点を研究フェーズと実用化フェーズの切り分け点とします。ただし、上市より早い時点で利用者がライセンスを得ることを妨げるものではありません。

なお、リサーチツール特許については、別の定義の設定を検討します。

「上市する」とは、商品又は役務を市場に提供する段階に移行することをいいます。

## 7．実施料の事前提示

当面、特許個別に提示は行わず、規約に適正な実施料とする旨の記述を入れることとします。提供者の多くの理解が得られた場合にはウェブサイト上で提示できるようにします。

## 8．特許の維持管理費用の支援

継続検討課題とします。

## 9．特許の強化のための支援

(1) 特定分野や特許群の中の特許の強化を行います。

権利範囲の拡充や企業とのマッチングを促進させるためにデータ強化が必要な特許について、発明者やデータ取得会社に試験を委託しデータを取得する試験費。

特許群を構築・強化するために新たな出願が必要な技術について、その研究について実施者を公募し、適切な者に対する試験費。

(2) 企業が科学技術コモンズに提供された特許を活用した試作品の作製等を行うための試験費。

## 10．今後の検討課題

データベースの構築・運用に必要な検討課題については一通りの方針を示すことができましたが、実効性のある施策としていくためには、今後下記の点についても検討を進める必要があります。

特許を集約するための特定分野の決定方法

特許群の構築方法

特許の強化や試作品作製のための対象の特定スキーム構築

特許の維持管理費用の支援の要否

リサーチツール特許における研究フェーズと実用化フェーズの定義

## ．メンバー

飯田 昭夫 いいだ特許事務所 所長・弁理士

久保木 孝夫 東京工業大学 産学連携推進本部 知的財産部門長

隅藏 康一 政策研究大学院大学 准教授

中塩 勝博 アステラス製薬株式会社 知的財産部 戦略調査グループ GL 部長

本田 奈緒子 東京工業大学 産学連携推進本部 技術移転部門 ライセンス担当  
前田 仁志 独立行政法人工業所有権情報・研修館 流通部長（第1、2回）  
亀ヶ谷 明久 独立行政法人工業所有権情報・研修館 流通部長（第3回）  
三尾 美枝子 シティユーワ法律事務所 弁護士  
山村 正明 宇都宮大学 教授・知的財産センター長  
葉田 琳樹 日本アイ・ピー・エム株式会社 知的財産 第二知的財産担当 部長  
渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター 教授  
加藤 治 独立行政法人科学技術振興機構 文献情報部長  
島田 昌 独立行政法人科学技術振興機構 知的財産戦略センター 事務局長

#### ・開催実績

第1回 平成22年2月19日（金） 10：00～12：00  
第2回 平成22年3月 4日（木） 10：00～12：00  
第3回 平成22年4月 2日（金） 10：00～12：00

以上